

第80回

地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！第1回全国若手サミット 編～

新進会員活動委員会 委員長 木川 雅博 (67期)

若手サミットPT長 紙尾 浩道 (69期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に開催しています。今回は、拡大版第9弾として、2019(令和元)年11月15日に福岡県弁護士会館2階大ホールにて開催された第1回全国若手サミットの内容を報告したいと思います。

… 第1回全国若手サミットの概要 …

全国若手サミットは、当委員会、愛知県弁護士会若手会員育成支援特別委員会若手活動部、福岡県弁護士会木曜会(同弁護士会内任意団体)、第一東京弁護士会若手会員委員会及び第二東京弁護士会NIBEN若手フォーラムの各若手委員会が代表幹事会となり、全国の60期から71期までの弁護士を対象に、具体的に顔が見える状態で今後の弁護士業界等に関する率直かつ積極的な情報・意見交換を行うことを目的として企画実行されました。当日は、全国19の単位会から計102名の個性豊かな対象弁護士が一堂に会し、第1部として上記代表幹事会5会による各単位会若手弁護士の現状等に関する報告、第2部として参加者を10のグループに分けてのグループディスカッション、そして第3部として事前に集計したアンケートの最終結果発表及び各グループのディスカッション結果報告を行いました。

… 第1部及び第2部の内容報告等 …

●第1部 代表幹事会による各単位会若手弁護士の現状等に関する報告

当委員会では、若手が主体となって若手支援を行ったり、若手の意見を集約して会に政策提言を行うという、全国的にも珍しいといえる当委員会の設立経緯及び活動内容のほか、当会の充実した各種若手支援策を発表いたしました。その一方で、他の代表幹事会における若手に関する委員会・団体は、他業界の若手によって構成される団体や政治家との交流、他士業を講師に招いた勉強会、諸外国の法実務の視察など、非常に活発に活動していましたため、刺激を受けると同時に、当委員会の活動内容が弁護士会内部のドメスティックなものにとどまっているものとの感想を抱かざるを得ませんでした。近年、当委員会でも外部向けセミナーを行い始めてはおりますが、今後は、当委員会が当会に対する若手の意見具申機関という役割を

果たすとともに、対外的にも活動しなければならないということ、実際にそのような活動も(自ら制限をかけない限り)不可能ではないのだということを痛感させられました。

●第2部 グループディスカッション

第2部では、予め単位会、修習期、パートナー・アソシエイトの別、男女別の比率が均等になるように振り分けられた10グループにおいて、①業務の状況と今後の展望、②弁護士会とのかかわり方の2つのテーマでグループディスカッションを行いました。

①業務の状況と今後の展望に関するディスカッション内容

上記のとおり、各グループに単位会や勤務形態等に偏りがないように振り分けられたため、例えば手持案件数、顧客活動に力を入れる必要の有無や程度につき、都市部と地方、また、勤務形態がパートナーかアソシエイトかにより意見が異なりましたが、皆異なる立場の弁護士の業務状況について興味津々で質疑応答を行い、意見交換は盛り上がりました。他方、第2部の中でアンケートの途中発表が行われたところ、「あなたが感じている不満や悩みはどのようなものですか?(複数回答可)」という設問の回答で多かったのは「将来の弁護士業界に対する不安」であり、地域差や勤務形態に関係なく若手が将来の弁護士業界に対して悩みや不安、また危機感を持っていることが明らかとなっています。

②弁護士会とのかかわり方に関するディスカッション内容

本テーマでは、会務活動を中心とする各単位会の活動への若手の参加状況や問題点を中心に意見交換が行われました。会務活動については、ほぼ都市部と地方との区別なく、特定の若手がいわゆる多重会務状況にあり、会務活動に参加しない若手に参加してもらうようにするための方策について話し合われる一方、そもそも実働は多くて各期平均2～3割しかいない感覚であるところ、中堅弁護士が業務に集中して会務活動から離脱しているため、会務を

2019 全国若手サミット in福岡

【主催】全国若手サミットプロジェクトチームの共同代表
 愛知県弁護士会 若手会 福岡県弁護士会 福岡県弁護士会 福岡県弁護士会 福岡県弁護士会
 東京弁護士会 新潟県弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 NIDEN法律事務所



担当弁護士が特定のベテランと若手に限られている印象を受けるという意見もありました。

金曜日の日中に開かれた本若手サミットの参加者は比較的会務活動に熱心な弁護士が多いにもかかわらず、アンケート結果において「委員会活動で改善すべき点を教えてください（複数回答可）」という設問に対する回答の多くが「委員会内の仕事が多すぎる」、「時間が長すぎる」でした。このことが表すように、会務活動に参加している若手を会務活動から離脱させないためには、無駄な事務や活動を省き、継続的に委員会に参加できる環境を整えることが肝要ではないかと思えます。

… 若手サミットに参加した当委員会の所感 …

まず、代表幹事会として、無事、第1回の全国若手サミットが開催できたこと、全国から102名もの参加をいただけたこと、これに伴い各地方会より様々な協力をいただいたことについてこの場を借りて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。当初は、何の設立根拠もない代表幹事会からの突然の連絡に、各単位会で取扱いに関する戸惑いの声や、中には若手がついに蜂起するのだと警戒されたこともありましたが、無事開催にこぎ着け、一定の成果を得たことに満足しております。

内容について目を向けますと、弁護士業務に関するものに限らず、会務活動についても有意義な意見交換ができたと考えます。たとえば、本記事にて引用した参加者へのアンケートの設問には、「どのようなことがあれば、委員会や会務活動をしたいですか？（自由回答）」というものがありました。これに対しては22件の多様な回答があり、概ね実働時間や負担が減れば参加したいという方向の回答が多くございました。中でも印象的なものを挙げますと、「業務（収入）に繋がるのであれば、委員会や会務活動を行いたい。」、「日当、少なくとも交通費等の実費等、（ママ）支給がほしい。弁護士として、社会貢献活動を行うことは必須だと思うが、現状、委員会活動を行っていない会員との間でかなり不公平な状況が生じていると思う。その点、全会員が納めている会費から、委員会活動を行っている会員に日当等の支給をする等して、是正を図って欲しい（ママ）。」というものです。

アンケートの結果からみると、若手サミットに出席した

弁護士は、その大多数が現在の所属先や職場環境に満足しており、かつ、会務（閲務）に比較的热心でありますから、会務（閲務）に対してネガティブな印象よりもむしろ弁護士・弁護士会として必要なものであるというポジティブな印象を持っています。そのような弁護士たちの中から、業務に繋がるなら、また、日当等が出るなら会務活動を行いたいという意見が出るというのは、会務（閲務）をやりたいがらない（会務等に出てこない）若手弁護士に対してなんとか参加してほしいと思うための方策の提言ではないかと考えたいところです。

先輩弁護士からは、会務（閲務）というのは自身の基本的スキルの向上、ひいては広い意味で弁護士業務に役立つものである、弁護士は一生の仕事であり焦りすぎずに長期的視点で弁護士としての能力を涵養したほうがよい、会務を誠実にやることで様々なお役目をいただけることもある、と伺っています。しかしながら、若手の人数が増えているにもかかわらず若手が会務に参加しなくなっているということが真なのであれば、本来公益的な活動である会務（閲務）についても、「業務に繋がるなら」、また、「日当等が出るなら」という条件付きで会務活動を行いたいと考える若手弁護士が増えているのかもしれませんが、ただ、仮にそうであったとしても、会務（閲務）に関わって日が浅く先輩弁護士との人間関係を築き始めた段階にある若手弁護士に、焦りすぎずに長期的視点をもって会務（閲務）活動の有用性、すなわち、弁護士としての能力をブラッシュアップする手段としての有用性をわかってもらうことはなかなか難しいような気がします。そして、安直に日当も出るし仕事になるからと言ったとしても、継続的に会務（閲務）に参加してもらえるわけでもないと思います。この問題につきましても、機会があれば引き続き検討対象としたいと思います。

弁護士業務においてもICT化を進める方向に動いておりますが、当委員会としては、若手サミットの企画運営を行ったことにより、まだまだ「具体的に顔が見える状態で今後の弁護士業界等に関する率直かつ積極的な情報・意見交換を行う」ことに有用性があることを感じた次第です。代表幹事会では第2回若手サミットの開催方法や場所について、第1回の反省を踏まえて検討しております。

当委員会では、今後も全国の若手弁護士の意見・実情等をご報告したいと思います。